

令和8年度（2026年度）熊本県健康づくり県民運動等啓発 業務委託仕様書

この業務委託仕様書（以下「業務仕様書」という。）は、県が実施する「令和8年度（2026年度）熊本県健康づくり県民運動等啓発業務委託」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に係る企画コンペを実施するに当たり、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する業務の概要を明らかにし、企画コンペに参加する者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 委託業務名

令和8年度（2026年度）熊本県健康づくり県民運動等啓発業務委託

2 本業務の概要

（1）目的

本県では、「第5次くまもと21ヘルスプラン（熊本県健康増進計画）」を定め、「県民が生涯を通じて心豊かに暮らし続けることができる熊本」を目指し、全体目標に「健康寿命の延伸」を掲げている。

健康づくりの推進には、県民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を持って主体的に取り組むことに加え、社会全体が個人の健康を支え、守る環境を整えていくことが重要である。

これまで、本県では、保健医療福祉関係団体など44団体が構成員となった「熊本県健康づくり県民会議（以下「県民会議」という。）」を核とし、「健康づくり県民運動（以下「県民運動」という。）」を展開してきた。

また、「くまもとスマートライフプロジェクト（以下、「プロジェクト」という。）」*1として、県民が元気で健康な毎日送るために重要な6つのアクション「①適度な運動」、「②適切な食生活」、「③禁煙」、「④健診やがん検診受診」、「⑤歯と口腔のケア」、「⑥十分な睡眠」の実践を推進している。

本業務では、県民運動の更なる推進に向け、県民をはじめ県民会議参加団体や「スマートライフプロジェクト応援団（以下、「応援団」という。）」の企業・団体等が一体となって、これまで以上の機運醸成、普及啓発等を一体的に実施することにより、県民総ぐるみの健康づくり運動を強化・推進する。

（2）対象

全県民。ただし、30～50歳代の健康無関心層*2をメインターゲットとする。

（3）委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月24日（水）まで

(4) 委託限度額

11,515千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※上記金額には、本業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費一切を含む。
なお、上記金額は提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、必ずしも一致しない。

3 委託業務の内容

本業務では、県民全体を対象として健康づくりの県民運動の機運醸成のため、県民や企業・団体等が参加できる「くまもと健康づくり県民フォーラム2026」を開催するとともに、企業・団体がブースを出展する「健康づくり県民横丁」を同時開催する。

また、プロジェクトに掲げる6つのアクションのうち、今年度は「運動」、「食事」を重点テーマとして取り組む。

併せて、応援団登録の促進等により、健康経営に積極的に取り組む企業や団体を増やすことで、30～50歳代の健康無関心層への働きかけを強化する。

詳細については次の(1)～(4)のとおり。

(1) 「くまもと健康づくり県民フォーラム2026」等の企画・運営

会場借り上げ、事前打ち合わせ、当日の設営（看板・音響等含む）、セミナー講師、司会者等の手配、ブース出展者の募集・調整（必要に応じ事前説明会等を実施）、警備体制など企画・運営に関する一式とする。開催日時、場所等は以下のとおり。

○日 時 令和8年10月25日（日）

○場 所（仮予約済み）

- ・県民フォーラム：熊本県民交流館パレア（13時00分～15時30分頃）
- ・県民横丁：下通りアーケード2番街（10時30分～16時30分頃）

○内 容

- ・県民フォーラム：県民の健康づくりに貢献している企業や団体への「県民会議表彰」や優良団体の取組事例紹介に加えて、著名な講師等を招いての一般県民向け健康セミナー等を対面及びオンラインのハイブリッド形式で実施する。
- ・県民横丁：広く県民に健康づくりへの関心を持ってもらうため、通行量の多い下通商店街の一部を借り上げ、企業・団体等のブースを20程度設置する。

○実施に当たっての留意点

- ・県民会議表彰の表彰者の募集や選定、連絡、表彰状の作成、優良事例団体の活動報告については、県民会議幹事会（事務局：健康づくり推進課）で行う。
- ・くまモンや健康づくりのキャラクター「健太くん」の活用等も検討すること。

(2) プロジェクトの6つのアクションの推進

①健康運動の取組み（適度な運動）

- ・無関心層の方も含め、県民が楽しみながら運動できるイベントの企画・開催（9～12月頃）を行うこと。
例）県が応援するプロスポーツチームとタイアップしたイベント等
- ・会場の確保や事前打ち合わせ、当日の設営、音響等の手配、看板等の設置、一般参加者募集・調整など企画・運営に関する一式とする。
- ・イベントは、熊本市内外で2回程度実施すること。

②食環境の整備促進（適切な食生活）

食環境整備事業（野菜くまもり運動*3、くま塩ヘルシー運動*4）の県民の認知度を向上させ、食環境整備に取り組む飲食店や食品関連企業、小売店等の増加を目指す。

- ・セブン-イレブンジャパンとの連携による「野菜くまもり&くま塩ヘルシーキャンペーン」（1～2月）を実施する。
- ・県民が1日に必要な野菜摂取量や減塩の工夫等を理解し、野菜摂取量増加や減塩につながるような内容とする。

(3) 健康経営*5の推進（6つのアクションに取り組む企業等を増やす）

①応援団登録の促進

- ・県が見直しを予定している「応援団登録要項」及び「プロジェクトロゴマーク使用管理規程」に基づき、応援団登録手続き、登録後の運用管理方法について提案すること。
- ・見直し後の登録要項及び使用管理規程について、応援団登録事業者への周知方法の提案、実施すること。

②健康経営の優良事例の収集及び横展開

- ・健康経営に取り組む企業・団体を対象に、優良事例（3団体程度）を収集のうえ、ホームページ、SNS等に掲載する記事等を作成すること。
- ・取材先候補選定、取材交渉、経済団体等への周知依頼、その他調整等を含む。
- ・優良事例の候補先等の調整に関しては、健康づくり推進課と十分に事前の協議を行ったうえで実施すること。

③地域での健康づくり活動の展開

- ・応援団の健康づくり活動を県内各地域へ波及させるため、応援団登録事業者が地域のイベント等で活動できるような取組みを提案すること。

(4) 広報プロモーション等の実施

上記（1）～（3）の取組みの普及啓発を図るため、健康づくりのキャラクター*6、スローガン、キャッチコピー、ロゴマーク*7等を活用し、特に健康無関心層にも届く効果的な広報プロモーション及び啓発グッズの作成を行うものとする。

①広報プロモーション

- ・各種広報媒体（TV、ラジオ、新聞等のマスメディア、県公式ホームページ、YouTube、県公式インスタグラム、チラシ・ポスターの印刷物等）を活用し、事業内容の周知を行うこと。
※県公式ホームページ掲載時は、県が指定する形式にて素材を提出すること。
- ・既存の健康づくり施策に関する普及啓発を行い、必要に応じて既存啓発資料（チラシ・ポスター等）の印刷を行うこと。
- ・野菜くまもり運動、くま塩ヘルシー運動、くま食健康マイスター店事業*8の普及啓発については、野菜摂取と減塩の必要性や食生活のポイント等を普及啓発できる内容とすること。

②普及啓発のグッズ等作成

- ・健康づくりのキャラクター、スローガン、キャッチコピー、ロゴマーク等を使用した広報・啓発資材、グッズ等を作成すること。
- ・作成したグッズは、県民フォーラム、県民横丁、本業務で実施するイベント、他に県で実施する健康づくりのイベント等で配布可能なものとする。
- ・プロジェクト応援団向けとして、プロジェクトの周知及び6つのアクションの実践を働きかける内容のものを作成すること。（3,000個程度 作成物により増減可）
- ・野菜くまもり運動、くま塩ヘルシー運動、くま食健康マイスター店事業については、野菜摂取及び減塩の啓発に繋がるものを作成すること。（2,000個程度作成物により増減可）

（5）その他

上記（1）～（3）における適切な効果測定の方法を提案し、実施すること。併せて、その結果を踏まえ、次年度に向けた課題等を抽出すること。

4 提案に係る留意事項

- （1）イベント等の実施に際しては、テレビ、新聞等で取り上げられるなど、パブリシティ効果が高まるよう工夫すること。
- （2）提案に際しては、実施時期、実施方法、作成物、周知方法、周知先、取材候補先、工夫点や狙い、期待できる効果などについて具体的に記載すること。
- （3）実施に当たって、不確定要素や県、関係機関等の協力を必要とする場合は、具体的にどのような協力が必要になるのか、その内容を示すこと。

5 スタッフ体制

本業務に必要とされるスタッフを配置し、業務の遂行に支障のないようにすること。また、業務の進行管理など業務全般に関する責任者を明確にすること。

6 業務完了報告等

業務完了後速やかに業務完了報告書（2部）を健康づくり推進課に提出すること。
また、本業務で作成した成果品は、業務完了までに当課へ納品すること。

7 留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっては、県と協議すること。ただし、打合せを短縮して実施できるよう、受託者で可能な限り内容を明確にするとともに、決定事項は受託者で記録を残し速やかに県に提出すること。
- (2) 受託者が制作したデータ、写真、イラスト、文書等の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む。）は、熊本県に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、著作物の著作権人格権を県及び第三者に対して行使しないものとする。また、著作物は県が認めた団体等については、随時使用、複製できるものとする。
- (4) 成果物は、熊本県が自由に二次使用できるものとする。特に、県の他事業に当事業の成果物を利用することがあるため、著作権者がその旨を許諾したことが確認できる資料を県に提出すること。
- (5) 業務仕様書に基づく業務に関し、第三者の知的財産権、所有権を侵害しないこと。
- (6) 本業務において知り得たいかなる個人情報も、目的以外の利用・複写または複製・第三者への情報提供を禁止し、情報が漏洩することがないように注意すること。
- (7) 受託者の責に帰すべき理由により、県または第三者に損害を与えた場合は、受託者とその損害を賠償すること。
- (8) 中止等に伴って生じる委託金額の変更については、県と受託者が協議の上決定する。
- (9) 業務仕様書に記載されていない事項は、県及び受託者の協議のうえ定める。

【参考】用語について

- * 1 「くまもとスマートライフプロジェクト」とは
 - ・ 県民の生活習慣を改善し、健康寿命をのばすことを目的とした県民運動として、平成26年度から実施しており、健康寿命をのばすための6つのアクション（適度な運動、適切な食生活、禁煙、健診やがん検診、歯・口腔のケア、十分な睡眠）の実践を呼びかける取組み。
 - ・ また、本プロジェクトに賛同し、従業員等の健康づくりに取り組む企業・団体を「くまもとスマートライフプロジェクト応援団」という。

- * 2 「健康無関心層」とは
 - ・ 健康に関する意識や行動が低い、またはほとんど関心を持たない人々

- * 3 「野菜くまもり運動」とは
 - ・ 県民の野菜摂取不足の問題を解消するため、県民が野菜をもっと食べたくなるような仕組みの構築と展開を令和2年度から実施している。
 - ・ これまで、野菜レシピの作成、野菜の日（8月31日）や愛菜の日（1月31日）にちなんだスーパー等でのキャンペーンを実施。

- * 4 「くま塩ヘルシー運動」とは
 - ・ 県民の食塩の過剰摂取の問題を解消するため、県民が自然と減塩になれるような仕組みの構築に向けて、令和6年度から実施している。
 - ・ これまで、スーパーと大学とコラボして、減塩弁当の開発と販売などの取組みを実施。

- * 5 「健康経営」とは
 - ・ 従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。
 - ・ 企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上や株価向上につながると期待される。
 - ・ 健康経営は、日本再興戦略、未来投資戦略に位置づけられた「国民の健康寿命の延伸」に関する取組みの一つ。

- * 6 「健康づくりのキャラクター」とは
 - ・ 健やか生活習慣くまもと県民運動キャラクターとして平成19年度に誕生したもの
 - ・ 「ASO坊健太くん」着ぐるみ1体あり。
 - ・ 「ASO坊未来ちゃん」R6年度新たに作成。

《参考》健太くと未来ちゃん（一例）



* 7 「スローガン及びキャッチコピー、ロゴマーク」とは

- ・スローガン「はじめよう健康週間!のばそう健康寿命!」
- ・6つのキャッチコピー（スマートライフプロジェクト6つのアクションをより具体的にしたもの）
 - 毎日あと1000歩
 - 毎日、野菜あと一皿
 - 年に一度の健康診断
 - 思い立ったら、すぐ禁煙
 - やめよう!寝る前スマホ
 - きちんと歯磨き、フロスをプラス!
- ・「ロゴマーク」令和7年度リニューアルを行った。
 - ※①~⑦のロゴマークは、一定の猶予期間を設けた後、⑧~⑭のロゴマーク（R7リニューアル）に移行予定。

《既存ロゴマーク》

<p>①総合</p>	<p>②運動</p>	<p>③食生活</p>	<p>④禁煙</p>
<p>⑤健診・検診</p>	<p>⑥歯と口腔のケア</p>	<p>⑦休養</p>	

《リニューアルしたロゴマーク》

<p>⑧ 総合</p> 	<p>⑨ 運動</p> 	<p>⑩ 食生活</p> 	<p>⑪ 禁煙</p> 
<p>⑫ 健診・検診</p> 	<p>⑬ 歯と口腔のケア</p> 	<p>⑭ 休養</p> 	

* 8 「くま食健康マイスター店」とは

- ・令和3年度から、野菜120gメニューの提供や、ヘルシーオーダー等に取り組む飲食店等を「くま食健康マイスター店」に指定し、県民自身の健康づくりの取組みを支援している。(令和8年3月末現在 指定店舗数236店舗)
- ・詳しくは県HP (<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/44/123799.html>) を参照。